



平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成18年11月24日

上場会社名 株式会社 宮崎太陽銀行
 コード番号 8560

上場取引所(所属部) 福岡証券取引所
 本社所在都道府県 宮崎県

(URL <http://www.taiyobank.co.jp/>)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 宮田 穂積
 問合せ先責任者 役職名 常務取締役経営企画部長 氏名 河野 知憲 TEL(0985)24-2111
 中間決算取締役会開催日 平成18年11月24日 中間配当制度の有無 有
 中間配当支払開始日 平成18年12月4日 単元株制度採用の有無 有(1単元1,000株)

1. 18年9月中間期の業績(平成18年4月1日~平成18年9月30日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
18年9月中間期	7,286	(3.3)	989	(9.4)
17年9月中間期	7,538	(3.8)	904	(20.7)
18年3月期	16,090		2,893	

	中間(当期)純利益		1株当たり 中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年9月中間期	388	(17.9)	7	28
17年9月中間期	329	(28.3)	6	18
18年3月期	1,233		22	85

(注) 期中平均株式数 18年9月中間期 53,306,540株 17年9月中間期 53,323,129株 18年3月期 53,318,959株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18年9月中間期	553,439	28,638	5.2	537 28	(速報値) 8.18
17年9月中間期	543,445	27,323	5.0	512 47	7.89
18年3月期	548,925	28,753	5.2	539 07	8.12

(注) 期末発行済株式数 18年9月中間期 53,301,746株 17年9月中間期 53,317,675株 18年3月期 53,311,177株
 期末自己株式数 18年9月中間期 122,703株 17年9月中間期 106,774株 18年3月期 113,272株

(注1)「自己資本比率」は、中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	14,500	2,100	1,000

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 18円76銭

3. 配当状況・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18年3月期	2.50	2.50	5.00
19年3月期(実績)	2.50	—	5.00
19年3月期(予想)	—	2.50	—

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他関連する事項につきましては、添付資料の5ページを参照して下さい。

比較中間貸借対照表（要約）

（単位：百万円）

科 目	平成18年 中間期末 (A)	平成17年 中間期末 (A)	比 較 (A-B)	平成17年度末 (C)	比 較 (A-C)
（資産の部）					
現 金 預 け 金	11,670	27,381	15,711	19,169	7,499
コ ー ル ロ ー ン	41,500	25,000	16,500	35,000	6,500
買 入 金 銭 債 権	1,818	2,232	414	2,675	857
商 品 有 価 証 券	109	877	768	419	310
有 価 証 券	99,949	95,155	4,794	97,324	2,625
貸 出 金	379,097	373,851	5,246	375,299	3,798
外 国 為 替	0	—	0	0	0
そ の 他 資 産	2,815	2,326	489	2,605	210
動 産 不 動 産	—	15,416	—	15,229	—
有 形 固 定 資 産	14,971	—	—	—	—
無 形 固 定 資 産	337	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	3,130	3,621	491	2,967	163
支 払 承 諾 見 返	4,470	4,777	307	4,820	350
貸 倒 引 当 金	6,431	7,195	764	6,587	156
資 産 の 部 合 計	553,439	543,445	9,994	548,925	4,514

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間貸借対照表（要約）

（単位：百万円）

科 目	平成18年 中間期末 (A)	平成17年 中間期末 (A)	比 較 (A-B)	平成17年度末 (C)	比 較 (A-C)
（負債の部）					
預 金	514,867	506,848	8,019	509,747	5,120
譲 渡 性 預 金	—	100	100	—	0
借 用 金	23	—	23	26	3
外 国 為 替	6	3	3	4	2
そ の 他 負 債	2,246	1,535	711	2,424	178
退 職 給 付 引 当 金	1,530	1,435	95	1,493	37
再評価に係る繰延税金負債	1,655	1,420	235	1,655	0
支 払 承 諾	4,470	4,777	307	4,820	350
負 債 の 部 合 計	524,800	516,121	8,679	520,172	4,628
（資本の部）					
資 本 金	—	5,752	—	5,752	—
資 本 剰 余 金	—	4,344	—	4,344	—
資 本 準 備 金	—	4,344	—	4,344	—
そ の 他 資 本 準 備 金	—	—	—	0	—
利 益 剰 余 金	—	12,240	—	13,014	—
利 益 準 備 金	—	2,066	—	2,066	—
任 意 積 立 金	—	9,478	—	9,478	—
中間（当期）未処分利益	—	695	—	1,469	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	2,104	—	1,862	—
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	—	2,930	—	3,829	—
自 己 株 式	—	48	—	51	—
資 本 の 部 合 計	—	27,323	—	28,753	—
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	—	543,445	—	548,925	—
（純資産の部）					
資 本 金	5,752	—	—	—	—
資 本 剰 余 金	4,344	—	—	—	—
資 本 準 備 金	4,344	—	—	—	—
利 益 剰 余 金	13,255	—	—	—	—
利 益 準 備 金	2,066	—	—	—	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,189	—	—	—	—
退 職 給 与 積 立 金	375	—	—	—	—
電 算 化 積 立 金	200	—	—	—	—
別 途 積 立 金	9,903	—	—	—	—
繰 越 利 益 剰 余 金	710	—	—	—	—
自 己 株 式	55	—	—	—	—
（株主資本合計）	(23,297)	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,501	—	—	—	—
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22	—	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	1,862	—	—	—	—
（評価・換算差額等合計）	(5,341)	—	—	—	—
純 資 産 の 部 合 計	28,638	—	—	—	—
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	553,439	—	—	—	—

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比 較 (A - B)	平成17年度 (要 約)
経 常 収 益	7,286	7,538	252	16,090
資 金 運 用 収 益	5,810	5,870	60	11,750
(うち貸出金利息)	(4,984)	(5,102)	(118)	(10,130)
(うち有価証券利息配当金)	(801)	(757)	(44)	(1,597)
役 務 取 引 等 収 益	972	891	81	1,831
そ の 他 業 務 収 益	26	68	42	174
そ の 他 経 常 収 益	476	707	231	2,332
経 常 費 用	6,296	6,633	337	13,197
資 金 調 達 費 用	269	208	61	414
(うち預金利息)	(231)	(157)	(74)	(318)
役 務 取 引 等 費 用	539	537	2	1,009
そ の 他 業 務 費 用	61	37	24	195
営 業 経 費	4,483	4,733	250	9,135
そ の 他 経 常 費 用	943	1,115	172	2,443
経 常 利 益	989	904	85	2,893
特 別 利 益	0	0	0	3
特 別 損 失	0	351	351	391
税引前中間(当期)純利益	989	553	436	2,505
法人税、住民税及び事業税	526	37	489	1,041
法 人 税 等 調 整 額	74	186	112	230
中 間 (当 期) 純 利 益	388	329	59	1,233
前 期 繰 越 利 益 金	—	341	—	341
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	24	—	28
自 己 株 式 処 分 差 損	—	—	—	—
中 間 配 当 額	—	—	—	133
中 間 (当 期) 未 処 分 利 益	—	695	—	1,469

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
						退職給与 積立金	電算化積 立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高	5,752	4,344	0	4,344	2,066	375	200	8,903	1,469	13,014	51	23,060
中間会計期間中の変動額												
剰余金の配当 注2.									133	133		133
別途積立金の積立 注2.								1,000	1,000			
役員賞与 注2.									14	14		14
中間純利益									388	388		388
自己株式の取得											4	4
自己株式の処分			0	0					0	0	0	0
土地再評価差額金取崩額												
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）												
中間会計期間中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	—	1,000	759	240	4	236
平成18年9月30日残高	5,752	4,344	—	4,344	2,066	375	200	9,903	710	13,255	55	23,297

（単位：百万円）

	評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換 算差額等 合計		
平成18年3月31日残高	3,829	—	1,862	—	5,692	—	28,753
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当 注2.							133
別途積立金の積立 注2.							
役員賞与 注2.							14
中間純利益							388
自己株式の取得							4
自己株式の処分							0
土地再評価差額金取崩額							
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額（純額）	328	22			351		351
中間会計期間中の変動額合計	328	22	—	—	351	—	114
平成18年9月30日残高	3,501	22	1,862	—	5,341	—	28,638

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項（当中間会計期間）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間期末前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	5年～6年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,126百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以降終了する事業年度の中間

会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとしておりますが、その支給額を合理的に見積もることが困難なため、当中間会計期間は費用処理しておりません。よって、中間貸借対照表等に与える影響はありません。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,202百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(当中間会計期間)

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は28,661百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更(当中間会計期間)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職給与引当金」「電算化積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項（当中間会計期間）

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 10百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は552百万円、延滞債権額は11,125百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は - 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,578百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,256百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,393百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 379百万円

担保資産に対応する債務

預金 578百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券8,094百万円及び預け金4百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は106百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,427百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが13,318百万円、1年超のものが108百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす

株式会社 宮崎太陽銀行

ることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,762百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 560百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,959百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は、下記のとおりであります。

建物・動産 180百万円

その他 59百万円

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額375百万円及び株式等償却462百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	113	10	0	122	注.
合計	113	10	0	122	

注. 単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の買増し請求による減少であります。

(リース取引関係)

EDINETによる開示を行うため記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

当中間会計期間末、前中間会計期間末、前事業年度末のいずれも該当事項はありません。